

前項ノ事由ニヨリ休業ヲ要スルトキハ直ニ之ヲ届出ヅベシ

第廿七條 病氣又ハ事故ノタメ缺勤シタルトキハ遲滯ナク其旨當該係事務所ニ届出ヅベシ

第廿八條 左記各號ノ一ニ該レル時ハ其旨ヲ届出デ特ニ公休日ヲ受クルコトヲ得

一、簡閱點呼、徴兵検査ノ當日及見習職工兵役服務期間

二、徹夜々業ニ従事シタルトキハ其翌日

第廿九條 會社ノ都合ニヨラザル半途就業ハ二回ヲ以テ缺勤一日ト看做ス  
休日又ハ公休日ニ出勤スルモ缺勤一日ト振替フルコトヲ得ズ

### 第四章 積立金

第卅條 伍長以上ノ職工ハ一勘定毎ニ積立金トシテ日給ノ一日分ヲ本社ニ預入ルベキ  
モノトス但シ其就業日數カ勘定期間ニ於ケル作業日數ノ半數ニ滿タザルトキハ此ノ

限リニアラズ

第卅一條 前條ノ積立金ニ對シテハ本社ハ預入ノ當月ヨリ拂戻ノ前月迄毎月千分ノ六  
ヲ下ラザル限度ニ於テ利息ヲ付スルモノトス

預入ノ當月ハ端月ト雖モ之ヲ一ヶ月トシテ計算ス

第一項ノ利率ハ變更ノ都度之ヲ揭示スベシ

第卅二條 積立ヲ爲シタルモノニ對シ毎年六月及十二月各其月ノ第一日ニ於ケル元利

金現在額ヲ通知スベシ

第卅三條 職工左記各號ノ一ニ該レルトキハ其積立金全部ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得

一、死亡退職又ハ解雇ノトキ

二、一ヶ月以上ニ涉リテ歸郷スルトキ

三、婚禮又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ツルトキ

四、本人又ハ家族ノ疾病水火震災其他避クベカラザル事由ニヨリ家計困難ヲ告ゲ